

松川町告示第84号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年12月16日

松川町長 宮下 智博

1 都市計画の種類及び名称

松川都市計画下水道 松川町公共下水道

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

ただし「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第1項に基づき定めた農業振興地域整備計画における「農用地区域」は含めない

3 都市計画図書の縦覧場所

松川町役場建設水道課